

地域力を生かした大田区まちづくり条例第3章「建築物等に係る開発調整」

## 各種変更の手続きについて(条例規則第19条関係)

地域力を生かした大田区まちづくり条例に基づく協定書を締結した事業において、工事完了前に各種変更する場合は手続きが必要です。以下の表をご確認のうえ、適宜手続きを行ってください。

必要提出部数は1部です。控えに收受印の押印をご希望の場合は2部ご持参ください。

## — 1. 計画内容の変更 —

| 変更内容   | 手続きの時期   | 各所管部局協議  | 建築審査課への提出書類  |
|--|--|--|--|
| <p><b>協定書に記載のある内容を変更する場合</b></p> <p>例) 事業区域の地名地番、敷地や建築物の面積、戸数、区画数、駐車場の台数など</p> | <p>変更部分の工事着手前に協議が必要な場合があります。手続きの時期について、建築審査課に相談してください。</p> | <p>事前協議を行った各所管部局に変更内容について確認し、<b>建築審査課への書類提出の前に</b>必要な協議や手続きを行ってください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画変更届(第32号様式)<br/>⇒ <b>第2面：各担当部局への確認内容を記載してください。</b></li> <li>建築審査課協議項目に係る変更前後の図面等：<b>変更箇所が分かるように変更前後共に着色等をしてください。</b></li> <li>各所管部局との協議により図書の差し替えがあった場合はその写し</li> </ul> |
| <p><b>図面等のみを変更する場合</b></p> <p>例) 駐車場の位置、駐輪場の位置、住戸プランなど</p>                     |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査課協議項目に係る変更全後の図面等：<b>変更箇所が分かるように変更前後共に着色等してください。</b></li> <li>各所管部局との協議により図書の差し替えがあった場合はその写し</li> </ul>  |

## — 2. その他の変更 —

| 変更内容                      | 手続きの時期                         | 各所管部局協議             | 建築審査課への提出書類  |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------|--|
| <p>事業者の所在地、名称、氏名、役職など</p> | <p>変更が決まった時点で手続きをしてください。</p>   | <p>協議の必要はありません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住所等変更届(第30号の2様式)</li> </ul> |
| <p>事業者</p>                |                                |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継届(第31号様式)</li> </ul>    |
| <p>事業計画の取りやめ</p>          | <p>取りやめが決まった時点で手続きをしてください。</p> |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業取りやめ届(第33号様式)</li> </ul>  |

(届出に必要な様式はHPからダウンロードしてください)

大田区トップページ→生活情報→住まい・まちなみ・環境→まちづくり→地域力を生かした大田区まちづくり条例→宅地開発や共同住宅等の開発事業をご計画の方へ(お問い合わせ)

大田区 まちづくり推進部 建築審査課 建築指導担当 [TEL:03\(5744\)1334](tel:03(5744)1334)

**変更届等のご提出やご相談の際は前日までにご連絡の上、予約を取ってからご来庁ください。**